

施設基準

施設基準とは、医療法で定める医療機関及び医師等の基準の他に、健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制等の基準を定めることにより、安全面やサービス面等を評価したものです。

当診療所では、以下の診療報酬施設基準を整備し算定しております。

○当診療所は、地域における「かかりつけ医」として機能強化加算を算定しており、以下の取組みを行っております。

- ・健康診断の結果に関するご相談等や健康管理に関するご相談に応じます。
- ・必要に応じ、専門の医師、医療機関等をご紹介します。
- ・介護、保健、福祉サービス等に関するご相談に応じます。
- ・夜間、休日の問い合わせへの対応を行っています。

○当診療所はマイナンバーカードによるオンライン資格確認に対応しています。

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・及び活用して診療を行っています。受診された患者様に対して、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を医師が確認できる体制を整備し、診察に活用いたします。また、電子処方箋を発行する体制は、2025年3月末までに導入を予定しており、実施していきます。

○当診療所は情報通信機器を用いた診療に対応しております。

情報通信機器を用いた初診診療では向精神薬を処方しておりません。

○訪問診療を実施している患者様の診療情報等については、他の医療施設、介護サービス事業者と連携しています。

石垣全域の在宅医療情報連携加算を算定する保険医療機関と連携する他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者等と ICT を用いて共有し、当該情報について確認できる体制を有しております。

以下、施設基準一覧

- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理
- ・在宅療養支援診療所（２）
- ・小児科外来診療料
- ・機能強化加算
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・在宅医療情報連携加算
- ・在宅医療 DX 情報活用加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・情報通信機器を用いた診療
- ・時間外対応加算 1
- ・在宅持続陽圧呼吸両方指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算